

平成27年度 学校監査結果措置状況等通知書

別海町代表監査委員 志 賀 正 章 様

通知年月日 平成28年3月28日

監査実施年月日 平成27年9月25日～9月30日 4日間

別海町教育長 真 籠 毅 (印)

結果報告書提出年月日 平成27年11月24日

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
	検討又は改善状況
（１）公印簿・出張命令簿・外勤簿等の整備について 公印使用簿・外勤簿・出張命令簿・振替休暇整理簿が未整備となっている事例が確認されたので、早急に改善されたい。 また、「別海町立小中学校職員に係る自動車借上料の取扱いについて」の内規規定を適用する出張において、用務先の記載が不十分であるため、走行距離が運転者の報告まかせとなっている状況が見受けられた。本内規による出張では走行距離を基に借上料が支払われることから、妥当性を確認できるような記載内容に改められたい。	平成28年3月22日開催の校長・教頭合同会議において、別紙「町立小・中学校及び幼稚園に係る財務等に関する事務の監査指摘事項に対する措置について」の内容を説明し、3月23日付けで各学校等に通知しています。
（２）給食費の徴収及び納付について 給食費の徴収については、主に保護者が児童・生徒を介して学校へ納める体制を取り、口座振込に比べて高い徴収率を誇り、関係者の努力に敬意を表するところであるが、一部で納入通知書記載の金額に達するまでの支払い遅延者を待ち、その結果納入期限を超過している状況が見受けられた。またその間、徴収済の給食を現金で保管している現状も確認されたので、手書きによる納付等、納入期限の厳守及び現金の適正管理について、指導徹底されたい。	平成28年3月22日開催の校長・教頭合同会議において、別紙「町立小・中学校及び幼稚園に係る財務等に関する事務の監査指摘事項に対する措置について」の内容を説明し、3月23日付けで各学校等に通知しています。
（３）給食費経理について 経理簿についても、概ね適正に処理されているが、4月1日から5月31日までの出納整理期間中に領収した預貯金の利子を歳計年度の歳入に計上している状況が見受けられた。 預貯金の利子は「随時の収入」で「納入通知書を発しないもの」に該当するので、地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定により、領収した日の属する年度、つまり新年度歳入となるので、改善されたい。	平成28年3月22日開催の校長・教頭合同会議において、別紙「町立小・中学校及び幼稚園に係る財務等に関する事務の監査指摘事項に対する措置について」の内容を説明し、3月23日付けで各学校等に通知しています。
（４）実験用薬品の処分について 実験用薬品の管理台帳及び保管は概ね適正であると確認されたが、長期間使用実績が無い毒物及び劇物が保管されている状況が確認された。 今後も使用の可能性が極めて低い薬品については、事故等を未然に防ぐ観点から、計画的に適正処分することが望ましいと考えるので、費用化等を検討されたい。	平成28年3月22日開催の校長・教頭合同会議において、別紙「町立小・中学校及び幼稚園に係る財務等に関する事務の監査指摘事項に対する措置について」の内容を説明し、3月23日付けで各学校等に通知しております。 なお、予算については処分計画に照らしあわせ、計画的に予算計上いたしたい。
（５）規則等の確認について 現地監査に当たっては、別海町立学校管理規則に規定されている表簿の整備状況についても確認したところであるが、「職員人事記録簿(20年間)」(第45条第3号)についてはすべての対象校で未整備であり、その内容についても理解されている状況であった。本規則については道が示した準則等に沿って制定されたものであり、規則全体を確認されたい。	規則内容について検討し、平成28年3月4日別海町教育委員会規則第2号で一部改正しています。 なお、平成28年3月22日開催の校長・教頭合同会議において、別紙「町立小・中学校及び幼稚園に係る財務等に関する事務の監査指摘事項に対する措置について」の内容を説明し、3月23日付けで各学校等に通知しています。